

平成30年度 幼保連携型認定こども園施設監査結果

監査対象施設数:15園

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	I 教育・保育環境の整備に関する事項				
	1 学級編成及び職員配置の状況				
	(1) 学級編成	満3歳以上の園児は、学級を編成し、原則1学級35人以下で同じ年齢にある園児としているか。	設備運営基準条例第4条、運用上の取扱い1	0	0
	(2) 園長	園長を配置し、施行規則(第12条、第13条)の規定する資格要件を満たしているか。	法第14条第1項	0	0
	(3) 副園長又は教頭	配置するよう努めているか。(努力義務) 配置している場合は、園長と資格要件を満たしているか。	設備運営基準条例第5条第5項、施行規則第14条	0	0
	(4) 保育教諭	保育教諭(幼稚園教諭普通免許状と保育士登録の両方を有する者)を配置しているか。 ※平成31年度末までは、どちらかを有している場合、保育教諭とみなすことができる。	法第14条第1項、第15条第1項、附則第5条第1項	0	0
	(5) 主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、事務職員	配置するよう努めているか。(努力義務)	設備運営基準条例第5条第5項	0	0
	(6) 学級担任	主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を各学級ごとに1人以上配置しているか。 ※保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができる。 ※学級数の1/3の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師に代えることができる。	設備運営基準条例第5条第1項、第2項	0	0
○	(7) 教育及び保育に直接従事する職員の数	園児の教育・保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で下記の園児の年齢に応じて配置しているか。 ・満1歳未満の園児:おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の園児:おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の園児:おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の園児:おおむね30人につき1人 ※乳児4人以上が利用する場合は、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。(学級担任は不可)	設備運営基準条例第5条第3項、運用上の取扱い2(1)	0	0
	(8) 調理員	調理員を配置しているか。(ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる)	設備運営基準条例第5条第4項	0	0
	(9) 学校医	学校医を配置しているか。	法27条、学校保健安全法第23条	0	0
	(10) 学校歯科医	学校歯科医を配置しているか。	法27条、学校保健安全法第23条	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(11) 学校薬剤師	学校薬剤師を配置しているか。	法27条、学校保健安全法第23条	0	2
	2 認可定員の遵守状況				
	(1) 認可定員	原則として、認可定員の範囲内で、園児の受け入れを行っているか。 (基準を遵守したうえで、利用定員に対する弾力的な受け入れは可能)	—	0	0
	(2) 入園資格	満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども以外の者が入園していないか。	法第11条	0	0
	3 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等				
○	(1) 園舎	<p>①原則として2階建て以下か。3階建ての場合は、要件を満たしているか。</p> <p>②乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下、保育室等)は1階に設けているか。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす場合の例外あり)</p> <p>③3階以上に設置する保育室等は3歳未満児の園児の保育の用に供しているか。(一部例外規定あり)</p> <p>④園舎と園庭は、原則として同一敷地内又は隣接されているか。</p> <p>⑤次に掲げる(ア)と(イ)を合算した面積以上を有しているか。 (ア)1学級:180㎡、2学級以上:320+100(学級数-2) (イ)満3歳未満児に必要な乳児室・ほふく室・保育室又は遊戯室の合計面積 以下の面積にそれぞれ園児数に乗じて得た面積の合計 ・満2歳未満のほふくしない子ども:1.65㎡(乳児室) ・満2歳未満のほふくする子ども:3.3㎡(ほふく室) ・満2歳以上園児:1.98㎡(保育室又は遊戯室)</p> <p>※ただし、幼稚園又は保育所から移行する場合は特例措置あり</p>	設備運営基準条例第6条第6項、第13条第1項(準用:最低基準第32条第8号)、附則第4条、運用上の取扱い3(2)	0	0
○	(2) 園庭	<p>次に掲げる面積を合算した面積以上あるか。</p> <p>①次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア)2学級以下:330+30×(学級数-1)、3学級以上:400+80×(学級数-3) (イ)3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じた面積 ②3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じた面積</p> <p>※ただし、幼稚園又は保育所が移行する場合は特例措置あり。</p>	設備運営基準条例第6条第7項、附則第4条	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(3) 設備の種類	次に掲げる設備を備えているか。 ①職員室 ・保健室との兼用可。 ②乳児室又はほふく室 ・満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合のみ。 ③保育室 ・遊戯室との兼用可。 ・3歳以上の園児に係るものは、学級数を下ってはならない。 ④遊戯室 ・保育室との兼用可。 ⑤保健室 ・職員室との兼用可。 ⑥調理室 ・3歳以上児に係る食事の提供を外部搬入で行う場合は、調理室の代わりに調理設備で可。 ・園内での調理対象となる園児数が20人以下の場合は、調理室の代わりに調理設備で可。 ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ・飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別されているか。	設備運営基準条例第7条第1項～第5項	0	0
	(4) 設備の面積	各設備の面積が、それぞれ以上有しているか。 ①乳児室:1.65㎡×満2歳未満のほふくをしない園児数 ②ほふく室:3.3㎡×満2歳未満のほふくをする園児数 ③保育室又は遊戯室:1.98㎡×満2歳以上の園児数 ※ただし、幼稚園が移行する場合は特例措置あり	設備運営基準条例第7条第6項	0	0
	(5) 備えるよう努める設備	次の設備を備えるよう努めているか。(努力義務) ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・園児清浄用設備 ・図書室 ・会議室	設備運営基準条例第7条第7項	0	0
	(6) 園具及び教具	学級数及び園児数に応じて、必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。また、常に改善し、補充しているか。	設備運営基準条例第8条	0	0
	(7) 掲示	建物又は敷地の公衆の見えやすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	設備運営基準条例第11条	0	5

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
4 教育・保育を行う期間・時間					
	(1) 教育週数及び時間	毎学年の教育週数は、特別の場合を除き39週を下回っていないか。また、1日当たりの教育時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮されているか。	設備運営基準条例第9条第1項第1号、第2号	0	0
	(2) 保育時間	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めているか。	設備運営基準条例第9条第1項第3号、第2項	0	0
	(3) 開園日時	開園日は、日曜及び国民の祝休日を除いた日を原則としているか。また、開園時間は11時間を原則としているか。	運用上の取扱い4(2)	1	0
5 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組					
	(1) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。(努力義務)	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第7条の2第1項)	0	0
	(2) 教育及び保育に直接従事する職員の数	園児の教育・保育に直接従事する職員の数は常時2人以上で下記の園児の年齢に応じて配置しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・満1歳未満の園児:おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の園児:おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳未満の園児:おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の園児:おおむね30人につき1人 ※乳児4人以上が利用する場合は、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。(学級担任は不可)	設備運営基準条例第5条第3項、運用上の取扱い2(1)	0	0
	(3) 研修機会の確保	職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第7条の2第2項)	0	0
○	(4) 自己評価	教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るため必要な措置を講じるよう努めているか。(改善措置は努力義務)	法第23条、施行規則第23条	0	1
	(5) 外部評価	自己評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。(努力義務)	施行規則第24条	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(6) 第三者評価	当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果の公表し、常にその改善を図るよう努めているか。(努力義務)	施行規則第25条	0	0
	(7) 就業規則等の整備	就業規則等、必要な規程類が整備されているか。 職員への周知が行われているか。	労働基準法第89条 労働基準法第106条	-	-
	(8) 労使協定	労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	労働基準法第24条、第36条	-	-
	(9) 労働条件の明示	職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条	-	-
	(10) 労働者名簿	労働者名簿が適正に整備されているか。	労働基準法第107条	-	-
○	(11) 給与	給与規程等に従って運用されているか。 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額となっていないか。 各種手当が規定され、適正に支払われているか。	労働基準法第89条 雇児発第488号通知	-	-
○	(12) 労働時間	法定労働時間を超えて労働させていないか。 変形労働時間制に関する労使協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	労働基準法第32条 労働基準法第32条の2、第32条の4	-	-
	(13) 時間外労働等に対する割増賃金の支給	時間外労働等に対し、割増賃金が適正に支給されているか。	労働基準法第37条	-	-
○	(14) 年次有給休暇	適正な有給休暇制度が導入されているか。 就業規則等に従って運用されているか。	労働基準法第39条 労働基準法第89条	-	-
	(15) 育児・介護休業	適正な育児・介護休業制度が導入されているか。 育児・介護休業規程等に従って運用されているか。	育休介休法 育休介休法	-	-
	(16) 健康診断・安全衛生管理体制	職員の健康診断(雇入時、定期)が適正に行われているか。 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等、適正な安全衛生管理体制が整備されているか。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条	-	-

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	II 教育・保育内容に関する事項				
	1 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等				
○	(1) 教育及び保育の目標	次に掲げる目標を達成する教育及び保育を行っているか。 ①健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 ②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 ③身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 ④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 ⑤音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 ⑥快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。	法第9条、教育保育要領第1章第1	0	0
	(2) 教育及び保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を遵守しているか。	法第10条第3項、教育・保育要領第1章第2	0	0
○	(3) 全体的な計画の作成	教育基本法、児童福祉法、認定こども園法その他の法令並びに教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成しているか。	教育・保育要領第1章第2	0	0
	(4) 全体的な計画の意義	幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して教育・保育要領第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育機関や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しているか。	教育・保育要領第1章第2	0	0
	(5) 教育及び保育のねらいや内容の考え方等	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮しているか。	教育・保育要領第2章	0	0
	(6) 記録状況	出席簿を作成し、園則、学校日誌等の表簿を備えているか。	施行規則第26条(準用:学校基本法施行規則第25条、第28条)	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	2 指導計画の作成				
○	(1) 指導計画	<p>①園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成されているか。</p> <p>②具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されているか。</p> <p>③活動が各時期にふさわしく展開されるように作成されているか。</p> <p>④長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われているか。</p> <p>⑤様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにされているか。</p> <p>⑥幼保連携型認定こども園における生活全体を通して、園児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図っているか。</p> <p>⑦園児の実態を踏まえながら、保育教諭等や他の園児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫しているか。</p> <p>⑧行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにしているか。</p> <p>⑨視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼保連携型認定こども園の生活では得難い体験を補完するなど、園児の体験との関連を考慮しているか。</p> <p>⑩保育教諭等は、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行っているか。</p> <p>⑪園児の行う行動については、職員全体による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助が行われているか。</p> <p>⑫幼保連携型認定こども園における生活は、家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されているか。</p> <p>⑬地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図っているか。</p>	教育・保育要領第3章	0	0
	(2) 障がいのある園児の教育及び保育	障がいのある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、個々の園児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているか。	法第26条(準用:学校教育法第81条)、教育・保育要領第3章第2-6	0	0
	3 小学校教育との円滑な接続				
	(1) 指導要録	園長は、在籍する園児の指導要録を作成し、園児が進学した場合や転園した場合は、指導要録の写し等を進学先並びに転園先の園長等に送付しているか。 また、指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録は20年保存としているか。	施行規則第30条	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
4 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携					
	(1) 子育て支援の内容	以下のいずれかの事業を実施しているか。 ①地域の子どもや保護者の相互交流の場を開設し、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う事業。 ②地域の家庭で、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う事業。 ③保護者の疾病等により、家庭で保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅で保護を行う事業。 ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する民間団体又は個人との連絡及び調整を行う事業。 ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体又は個人に対する必要な情報提供及び助言を行う事業。	法第2条第12項、第9条、施行規則第2条	0	0
	(2) 地域社会との連携	子育て支援事業は、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っているか。 地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めているか。(努力義務)	設備運営基準条例第10条	0	0
III 健康・安全・給食に関する事項					
1 健康の保持増進に関する取組状況					
	(1) 学校保健計画の策定	園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第5条)、教育・保育要領第1章第3-5(1)	0	0
	(2) 健康診断	①定期健康診断を入園時及び年2回(そのうち1回は6月30日までに)を原則として実施しているか。 ②検査項目は、学校保健安全法施行規則第6条第1項のうち第8号を除く事項としているか。 ③健康診断票を作成しているか。 ④健診結果を保護者へ通知しているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第13条)、施行規則第27条(準用:学校保健安全法施行規則第5条～第10条)、教育・保育要領第1章第3-5(1)	0	0
	(3) 感染症対応	感染症対策が適切に行われているか。	教育・保育要領第1章第3-5(1)、食事計画通知、感染症等発生時報告通知、衛生管理等通知	0	0
	(4) 園児の心身の状態等の観察等	①園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。 ②登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切に対応しているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第9条)、教育・保育要領第1章第3-5(1)	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
2 事故防止・安全対策に関する取組状況					
○	(1) 乳幼児突然死症候群の防止	年齢に応じたブレスチェックなどのSIDSに関する防止策を講じているか。	事故防止及び対応ガイドライン	0	0
○	(2) 施設及び設備の安全点検	毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っているか。また改善が必要な部分については改善を行っているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第27条、第28条、学校保健安全法施行規則第28条)、教育・保育要領第1章第3-5(2)	0	0
○	(3) 学校安全に関する計画	当該施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第27条)、教育・保育要領第1章第3-5(2)	0	0
○	(4) 安全対策	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成しているか。	法第27条(準用:学校保健安全法第29条)	0	0
○	(5) 避難及び消火訓練	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか。	消防法施行規則第3条第10項	0	0
○	(6) 防犯対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。	教育・保育要領第3章第3-5-(2)	0	0
○	(7) 防災安全対策(火災)	①防火管理者を選任し届出を行っているか。 ②消防計画を作成し、所轄消防署へ届出しているか。 ③消防署の立入検査が行われ指示事項があれば改善しているか。 ④消防用設備等の点検及び報告を行っているか。	消防法第4条、第8条、第17条の3の3、消防法施行規則第3条、第4条、第4条の2の4、	0	0
○	(8) 防災安全対策(火災以外)	～地震、津波、風水害、土砂災害～ ①各災害別に利用者等の安全の確保のための体制及び避難方法を策定し、施設に掲示しているか。(努力義務) ②災害発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。(努力義務) ③避難、救出等の訓練を行っているか。 ④災害発生時の必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めているか。(努力義務)	県災害対策計画ガイドライン	0	0
3 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況					
	(1) 食育の計画	①食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。(努力義務) ②食に関する環境に配慮しているか。	教育・保育要領第1章第3-5(3)	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(2) 食事計画の作成	子どもの実態把握を行い、食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。	食事摂取基準、食事の提供援助及び指導通知	0	0
	(3) 給与栄養量の設定	①給与栄養量の目標を設定するよう努めているか。(努力義務) ②栄養状態等の評価(子どもの発育状態の評価)を行い、給与栄養量を定期的に見直しをするように努めているか。(努力義務)	食事摂取基準、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知	0	0
○	(4) 献立作成・内容	①給与栄養量が確保できるように、献立作成を行っているか。 ②季節感や嗜好を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めているか。(努力義務) ③子どもの発達状況等に応じて、食品の種類、調理方法等に配慮しているか。 ④調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 ⑤保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供をするよう努めているか。(努力義務) ⑥子どもの摂食量、残食量等の把握により、その後の食事計画の改善に努めているか。(努力義務) ⑦定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行っているか。	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準条例第14条第2項～第4項)、食事摂取基準、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知、食事の提供ガイド、支援ガイド	0	10
○	(5) 発育及び健康状況に応じた配慮	①園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。 ②3歳未満児の食事の提供に配慮しているか。 ③食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務)	食事摂取基準、教育・保育要領第1章第3-5(3)、食事の提供援助及び指導通知、支援ガイド	0	0
	(6) 食中毒対策	食中毒対策が適切に行われているか。	児企第16号通知、食事計画通知、食事の提供援助及び指導通知、衛生管理等通知	0	0
	(7) 3歳未満児の給食	原則として、施設内で調理(自園調理)を行っているか。	食事の外部搬入等通知	0	0
	(8) 食事の外部搬入	【満3歳以上児に対する給食の外部搬入を行う場合】 ①受託者との契約が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。 ②栄養士による必要な配慮が行われているか。 ③受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。 ④受託者が適時適切な対応を行うことができているか。 ⑤受託者が食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。(努力義務)	食事の外部搬入等通知	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(9) 調理業務委託	①給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られているか。 ②施設内の調理室を使用して調理させているか。 ③栄養面での配慮がされているか。 ④施設は、府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号通知で示されている業務を行っているか。 ⑤受託業者は、府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号通知で示されている要件を満たしているか。 ⑥契約内容は、府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号通知で示されている要件を満たしているか。	食事の外部搬入等通知	0	0
IV その他					
	(1) 苦情解決	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	設備運営基準条例第13条(準用:最低基準第14の3第1項)	0	0
	(2) 園則	次に掲げる事項が園則に記載されているか。 ①学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ②教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ③保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ④利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦その他施設の管理についての重要事項	法施行規則第16条	0	2
	(3) 個人情報の取扱い	①個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 ・HP等への写真掲載など個人情報に関する同意書の取得 ②個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。 ・個人情報保護に関する規定の整備	法第13条第1項(準用:最低基準第14条の2)、個人情報保護法第15～27条	0	0
○	(4) 会計経理	会計諸帳簿と証憑書類が整備されているか。 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	雇児発第488号通知	-	-
	(5) 契約	物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。	雇児発第488号通知	-	-
合計				1	20

※設備運営基準条例附則等による、経過措置及び特例の適用を受ける場合は、上記の限りではない。
※「-」部分は、保健福祉政策課担当部分
※各件数は、該当園の合計数